

発 監 第 8 号
平成24年7月24日

北 栄 町 長	松本 昭夫 様
北 栄 町 議 会 議 長	青 亀 恵一 様
北栄町教育委員会教育委員長	吉田 助三郎 様
北 栄 町 農 業 委 員 会 会 長	濱坂 良男 様

北栄町代表監査委員 前田 茂樹

北 栄 町 監 査 委 員 阪本 和俊

平成24年度第1回定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果を、同条第9項の規定により報告します。

記

- 1 監査期間 平成24年5月22（火）、23日（水）、24日（木）
- 2 監査対象 全 課
- 3 監査概要

（1）公共施設等の状況（現地視察）

（2）平成23年度補助金状況について

各課から状況調書、実績報告書、歳出予算差引簿を提出させ、担当課長等から聴取。

（3）備品台帳の整理状況について

出納室から備品台帳の提出により、閲覧。

4 監査意見

(1) 公共施設等の状況について

・平成24年3月末で公用廃止された施設

施設名	設置 年月	延床面積 (㎡)	建物 構造	建設費 (千円)	耐用 年数	備考
栄保育所	S53.2	665.80	R C	73,216	47	経過年数 34
東保育所	S60.3	455.10	R C	121,614	47	経過年数 27
中央保育所	S56.3	847.95	R C	177,010	47	経過年数 31
北条健康福祉センター	H12.1	769.41	R C	347,000	50	経過年数 12

北条健康福祉センターは、築後12年で施設も整備され又管理良好な状態にあり、今後とも公の施設としての利用を検討されたい。

公用廃止された各施設は、防災計画の中で地域の避難場所及び炊き出し施設として、位置づけられている。施設の売却等、他用途に活用される場合には代替施設の検討が必要である。

東保育所は公用廃止決定後、建物内部壁に大量の落書（大人が書いたもの）がされている。財産価値を損なう行為である。

・大栄歴史文化学習館

分散設置している大栄歴史文化学習館展示物について、住民がいつでも学習の用に供することができるよう適切な措置をとること。

(2) 補助金について

・北条砂丘特産物重要病虫害緊急防除対策支援事業補助金

北条砂丘畑における灰色カビ病を防除するため、ラッキョウ、ブトウ、長芋及び葉タバコの各生産者組織に、防除薬剤購入費に対して補助をしている。

北栄町まちづくりビジョンの中で「安全・安心な農産物の供給」が明記されており、消費者からは減農薬又は有機栽培が望まれる中で、防除薬剤に対し補助する必要性は理解出来ない。

また、砂丘畑以外の病虫害防除は対象とならないため公平性に欠ける。

なお、平成23年度第1回定期監査で指摘した補助金交付要綱の制定がされていないことは、住民の公平性を損なうことである。

・北栄町水洗便所等改造資金利子補助金

公共下水施設及び合併浄化槽整備に伴い水洗便所に改造した者に、改造に要した経費を金融機関が貸し付けた場合、利子相当額を補助金として金融機関を通して間接的に補助することとなっている。

金融機関との利子補助契約によると「補助金額は各期間（前期、後期）における融資元本残高に対し計算した金額」とされている。

平成23年度の補助金額について確認したところ、一金融機関の補助金額が過大及び過小となっている。適正な措置をとること。

前期（平成23年1月1日～平成23年6月30日）・・・331円過小

後期（平成23年7月1日～平成23年12月31日）・・・276円過大

なお、平成19年度以降の当該金融機関の補助金について、確認したところ次のとおりである。

平成19年度・・・235円過小

平成20年度・・・35円過大

平成21年度・・・1円過小

平成22年度・・・67円過大

・人権同和教育推進協議会補助金

人権同和教育推進協議会（以下「協議会」という。）は、人権同和教育問題解決のための活動を行うため、町内の各種団体、事業所及び学校保護者等で構成されている。

平成23年度の協議会の支出1,526,935円で財源は預金利子98円を除く1,526,837円は全額町補助金となっている。

また、協議会の事務は、町職員が担当（会長は副町長）しており、事業内容も、協議会への補助制度でなければ、出来ない内容とは認められない。

従って、町の行政業務として、直接（補助金ではなく）行う方法が適当と思われる。